

2025 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 博報堂 D Y ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 西山 泰央
(コード番号：2433 東証プライム市場)
問合せ先 I R グループマネージャー 原 大介
(TEL 03-6441-9033)

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「株式会社デジタルホールディングス株券等（証券コード：2389）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

株式会社博報堂 D Y ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 9 月 11 日開催の取締役会において、株式会社デジタルホールディングス（株式会社東京証券取引所プライム市場、証券コード：2389、以下「対象者」といいます。）の株券等を、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025 年 9 月 12 日から本公開買付けを開始しております。

公開買付者は、2025 年 10 月 28 日、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間を 2025 年 11 月 12 日まで延長し、合計 40 営業日とする旨を決定したこと、対象者が、2025 年 10 月 28 日付対象者取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて決議したこと、及び、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了し、特別関係者の所有する対象者の株券等の数について公開買付届出書に記載した内容から変更すべき点は無かったことに伴い、2025 年 9 月 12 日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、2025 年 9 月 11 日付「株式会社デジタルホールディングス株券等（証券コード：2389）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

＜前略＞

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025 年 9 月 11 日、本公開買付価格を 1,970 円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(訂正後)

＜前略＞

これらの協議・交渉を経て、公開買付者は、2025 年 9 月 11 日、本公開買付価格を 1,970 円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

公開買付者は、2025 年 9 月 12 日から本公開買付けを開始しておりますが、2025 年 10 月 28 日、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を 2025 年 11 月 12 日まで延長し、合計 40 営業日とすることを決定いたしました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（訂正前）

＜前略＞

これらを踏まえ、対象者は、2025 年 9 月 11 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

これらを踏まえ、対象者は、2025 年 9 月 11 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

その後、対象者は、2025 年 9 月 22 日付で、SilverCape Investments Limited（以下「SilverCape」といいます。）から、SilverCape 又は SilverCape の関連会社が直接・間接に出資する株式会社が、（i）対象者の株式 3,927,700 株（対象者発行済株式総数の 22%に相当）を下限として、1 株当たり 2,380 円の公開買付価格で、対象者の発行済普通株式及び新株予約権の全てを対象とする公開買付けを実施することに関する提案（以下「本対抗提案」といいます。）、並びに（ii）当該公開買付け、その後の潜在的なスクイーズアウト及び対象者の非公開化の具体的な検討を進めることを目的とした、対象者及び対象者の主要グループ会社の事業に関する調査（デュー・ディリジェンス）の実施の要求をその主な内容とする「提案書」を受領したとのことです。対象者及び本特別委員会は、本対抗提案が、経済産業省が公表した 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「企業買収行動指針」といいます。）3.1.2 に定める「真摯な提案」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべく、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、SilverCape との間で、書面による質問及び回答のやり取りや、Web ミーティングでの質疑応答を行って、慎重に検討を進めたとのことです。その上で、対象者は、2025 年 10 月 16 日、本特別委員会に対して、（i）本対抗提案が企業買収行動指針 3.1.2 に定める「真摯な買収提案」に該当するか、（ii）本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かその他の事情を踏まえて、対象者取締役会が、SilverCape に対してデュー・ディリジェンスの機会を付与すべきか、また、付与すべき場合、どの程度の機会を付与すべきか、（iii）本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当すると判断した場合、対象者取締役会が、本対抗提案に対し、どのような意見を表明すべきか、並びに（iv）本対抗提案を踏まえて、本特別委員会から 2025 年 9 月 10 日に対象者取締役会に提出された本答申書において表明された本取引に係る答申の内容について変更があるかのそれぞれの是非（以下、これらを総称して「本追加諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを囑託したとのことです。同時に、本特別委員会に対して、（i）本追加諮問事項の検討に必要な情報収集を行う権限、（ii）対象者の費用負担において特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選任を行う権限（対象者が選任するアドバイザーと同一のアドバイザーを選任することも可能）、（iii）SilverCape その他対象者に提案をする第三者との交渉権限、並びに（iv）その他本追加諮問事項の検討に必要となる事項に関する権限を付与することを決議したとのことです。

その後、対象者による検討が完了する前に、SilverCape が、2025 年 10 月 20 日、対象者株式及び本新株予約権に対する公開買付け（以下「本対抗公開買付け」といいます。）を開始する旨を公表したとのことです。

これを受け、対象者は、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始される旨が公表されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することができるかどうかという点について、慎重に協議・検討を行ったとのことです。

本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの公表を受け、本特別委員会は、2025年10月22日に改めて特別委員会を開催し、本特別委員会の委員、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのみずほ証券、並びにリーガル・アドバイザーとしての長島・大野・常松法律事務所について、SilverCapeの関連当事者には該当せず、本取引及び本対抗提案の成否について重要な利害関係を有しておらず、独立性に問題ないことを確認した上で、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、本追加諮問事項について慎重に検討を行ったとのことです。

その後、対象者は、本特別委員会から、当該検討結果として、2025年10月28日付「追加答申書」（以下「本追加答申書」といいます。）の提出を受け、（i）2025年10月20日付で、本対抗公開買付けが2025年11月下旬を目処に開始される旨が既に公表されているため、本対抗提案が「真摯な買収提案」に該当するか否かについての検討は省略する旨、（ii）SilverCapeが2025年10月20日付で公表した「株式会社デジタルホールディングス（証券コード:2389）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」によれば、対象者及び対象者の主要グループ会社の事業に関する調査（デュー・ディリジェンス）の実施は、本対抗公開買付けの前提条件にされていないため、対象者取締役会が、SilverCapeに対してデュー・ディリジェンスの機会を付与すべきか、また、付与すべき場合、どの程度の機会を付与すべきかについての検討は省略する旨、（iii）本対抗公開買付けに係る提案については、引き続き慎重に検討していくべきである旨、並びに（iv）2025年9月10日付「答申書」において、本特別委員会は、①本取引の目的は相当であり、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められること、②本取引の条件（本取引の買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類等を含みます。）については、公正性を欠くものではないが、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、対象者株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきとまではいえないこと、③本取引の手続（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかどうかを含みます。）には公正性が認められること、④①～③を踏まえ、本取引が対象者の少数株主にとって不利益でないと認められることから、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同の意見を表明することは相当と認められるものの、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当である旨の答申を表明しているところ、（a）本対抗公開買付けの開始予定を踏まえても、現時点で本特別委員会による上記判断の基礎となる事情に変更すべき点は認められないため、対象者取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは妥当であると考えられる旨の本特別委員会の答申に変更はない旨、及び、（b）本対抗公開買付けに係る公開買付価格（1株あたり2,380円）が、本公開買付けにおける本公開買付価格（1株あたり1,970円）を上回っていることに鑑みても、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当である旨の本特別委員会の答申に変更はない旨の答申を得たとのことです。

対象者は、上記の本追加答申書の答申を踏まえ、2025年10月28日付対象者取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役（監査等委員である者を含みます。）全員の一致（鉢嶺氏、野内氏を除く対象者の取締役8名の全員一致）により、決議したとのことです。

（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

③ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（訂正前）

（iii）判断内容

<前略>

v. 対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、それぞれの是非について

対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同の意見を表明することは相当である。他方で、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格は、対象者の少数株主及び本新株予約権者に投資回収機会を提供する観点では一定の合理性があり、公正性を欠くものとは認められないものの、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、対象者株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することまではできず、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当であると認められる。

(訂正後)

(iii) 本諮問事項についての判断内容

<前略>

v. 対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること、並びに対象者の株主及び本新株予約権者に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、それぞれの是非について

対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同の意見を表明することは相当である。他方で、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格は、対象者の少数株主及び本新株予約権者に投資回収機会を提供する観点では一定の合理性があり、公正性を欠くものとは認められないものの、本公開買付け価格及び本新株予約権買付価格が本公開買付けへの応募を積極的に推奨できる水準の価格に達しているとまでは認められないことから、対象者株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けへの応募を推奨することまではできず、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主及び本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見を表明することが相当であると認められる。

(iv) 本追加諮問事項についての検討等の経緯及び判断内容

その後、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、SilverCape より本対抗提案を受領したことを受け、本対抗提案が「真摯な提案」に該当するか判断するために必要な情報を収集すべく、みずほ証券及び長島・大野・常松法律事務所の助言を受け、SilverCape との間で、書面による質問及び回答のやり取りや、Web ミーティングでの質疑応答を行って、慎重に検討を進めたとのことです。その上で、対象者は、2025 年 10 月 16 日、本特別委員会に対して、本追加諮問事項について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを囑託したとのことです。同時に、本特別委員会に対して、(i) 本追加諮問事項の検討に必要な情報収集を行う権限、(ii) 対象者の費用負担において特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーの選任を行う権限(対象者が選任するアドバイザーと同一のアドバイザーを選任することも可能)、(iii) SilverCape その他対象者に提案をする第三者との交渉権限、並びに (iv) その他本追加諮問事項の検討に必要な事項に関する権限を付与することを決議したとのことです。その後、対象者による検討が完了する前に、SilverCape が、2025 年 10 月 20 日、本対抗公開買付けを開始する旨を公表したとのことです。本追加諮問事項の諮問及び本対抗公開買付けの開始を受け、本特別委員会は、2025 年 10 月 22 日に改めて特別委員会を開催し、本追加諮問事項について慎重に検討を行ったとのことです。本特別委員会の当該検討過程は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりとのこ

とです。本特別委員会は、本追加諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025 年 10 月 28 日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、本追加答申書を提出しているとのこと。本追加答申書の内容は、大要、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおりとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない出席取締役全員（監査等委員を含みます。）の承認

（訂正前）

＜前略＞

なお、対象者の取締役ファウンダーである鉢嶺登氏及び代表取締役会長である野内敦氏については、鉢嶺登氏が公開買付者との間で鉢嶺氏応募契約及び鉢嶺氏株式譲渡契約を、野内敦氏が公開買付者との間で野内氏応募契約及び野内氏株式譲渡契約をそれぞれ締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の対象者取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者は、公開買付者から、2025 年 6 月 10 日付の書面をもって、同氏らとの間で本公開買付けへの応募に向けて協議したいという旨の意向を伝えられたため、同日以降、同氏らは、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、柳澤孝旨氏は、一身上の都合から、上記の対象者取締役会を欠席したとのことです。同氏は本特別委員会全 17 回に出席して議論に参加しており、かつ、同氏からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しているとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

なお、対象者の取締役ファウンダーである鉢嶺登氏及び代表取締役会長である野内敦氏については、鉢嶺登氏が公開買付者との間で鉢嶺氏応募契約及び鉢嶺氏株式譲渡契約を、野内敦氏が公開買付者との間で野内氏応募契約及び野内氏株式譲渡契約をそれぞれ締結しており、対象者の少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の対象者取締役会の審議及び決議には一切参加していないとのことです。また、対象者は、公開買付者から、2025 年 6 月 10 日付の書面をもって、同氏らとの間で本公開買付けへの応募に向けて協議したいという旨の意向を伝えられたため、同日以降、同氏らは、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、柳澤孝旨氏は、一身上の都合から、上記の対象者取締役会を欠席したとのことです。同氏は本特別委員会全 17 回に出席して議論に参加しており、かつ、同氏からも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行うことに賛同する旨を別途確認しているとのことです。

その後、対象者は、本対抗公開買付けの開始予定が公表されたことを受けて、2025 年 10 月 28 日付対象者取締役会において、本公開買付けに関して、本対抗公開買付けが開始される旨が公表されたことを受けてもなお本公開買付けに賛同する旨の意見を維持することができるかどうかという点について慎重に協議・検討を行ったとのことです。そして、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本追加答申書の答申を踏まえ、2025 年 10 月 28 日付対象者取締役会において、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することについて、審議及び決議に参加した利害関係を有しない対象者の取締役（監査等委員である者を含みます。）全員の一致

(鉢嶺氏、野内氏を除く対象者の取締役8名の全員一致)により、決議したとのことです。

⑥ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しておりましたが、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025 年 10 月 28 日、公開買付期間を 2025 年 11 月 12 日まで延長し、合計 40 営業日に変更しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

② 本株式併合

(訂正前)

本公開買付けが成立したものの、公開買付者、本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を本公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本日現在、2025 年 12 月 上旬の開催を予定しております。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けが成立したものの、公開買付者、本不応募合意株主が所有する対象者の議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を本公開買付けの決済の完了後速やかに開催することを対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本日現在、2025 年 12 月 下旬の開催を予定しております。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2025年9月12日(金曜日)から2025年10月28日(火曜日)まで(30営業日)

(訂正後)

2025年9月12日(金曜日)から2025年11月12日(水曜日)まで(40営業日)

(6) 買付け等後による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	137,549 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.65%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	174,460 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正した内容を開示する予定です。

<後略>

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	137,549 個	(買付け等後における株券等所有割合 73.65%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主等の議決権の数	174,460 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

<後略>

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2025 年 11 月 5 日 (水曜日)

(訂正後)

2025 年 11 月 19 日 (水曜日)

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(訂正前)

② 「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」の公表

対象者は、2025 年 9 月 11 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、連結子会社であるバンカブルを解散及び清算を実施する方針を決議したとのことです。詳細については、対象者が 2025 年 9 月 11 日付で公表した「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」をご参照ください。

(訂正後)

② 「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」の公表

対象者は、2025 年 9 月 11 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、連結子会社であるバンカブルを解散及び清算を実施する方針を決議したとのことです。詳細については、対象者が 2025 年 9 月 11 日付で公表した「株式会社バンカブルの解散及び清算に向けた方針決議のお知らせ」をご参照ください。

③ 「SilverCape Investments Limited からの当社株券等を対象とする公開買付けの予告につき、当社株主が少数株主として取り残されるリスク（強圧性）を回避するための真摯な協議を目的とする、当社対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025 年 10 月 28 日、対象者の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、対象者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号）を決定し、さらに、基本方針に照らして不適切な者によって対象者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、本公開買付けへの対応方針を導入することを決議したとのことです。詳細については、対象者が 2025 年 10 月 28 日付で公表した「SilverCape Investments Limited からの当社株券等を対象とする公開買付けの予告につき、当社株主が少数株主として取り残されるリスク（強圧性）を回避するための真摯な協議を目的とする、当社対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、2025 年 11 月 13 日から 3 ヶ月以内に開催する可能性のある臨時株主総会の招集のための基準日設定について決議したとのことです。詳細については、対象者が 2025 年 10 月 28 日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

【勧誘規制】

- このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実の本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部は米国居住者ではないこと等から、米国の証券関連法に基づいて主張し得る権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社・関連者 (affiliate) について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。
- 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来予測】

- 本プレスリリースには、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された内容が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者の普通株式又は新株予約権を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行った者の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

- 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。